

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
11月 1 日
(火曜日)

目 次

○告示

災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定（防災危機管理課）……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（二件）（環境政策課）……………一

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………四

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………四

救急病院の認定（医療政策課）……………五

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（五件）（河川課）……………五



山口県告示第三百四十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

公益社団法人山口県歯科医師会
一般社団法人山口県薬剤師会

山口県告示第三百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 旭酒造株式会社
住 所 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 旭酒造株式会社
所在地 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (本/時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
一〇一〇	三、〇〇〇	平成二八、 一一、二二二	平成二八、 一一、二二二	平成二八、 一一、二二二
備考 「一〇一〇」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設をいう。				連続 八時間 使用時間 隔りの使用時間 一日当たりの使用時間 季節的変動なし

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値																																
			通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大																					
〃	七	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	八・六	五・八	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	二・三・二	三〇	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	二・三・二	三〇	〃	大腸菌群数 (個/cm)	〃	三、〇〇〇	一五・六	〃	窒素 (mg/l)	〃	二〇	〃	りん	〃	一・九	二・五	〃	排出水の一日当たりの量 (m ³)	〃	一五三	二二五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	種 類	項目	汚水等の汚染状態の値																																	
			処理後	処理前	通	常	最	大	通	常	最	大																								
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	七	〃	八・六	五・八	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	九〇〇	九九〇	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	二、〇〇〇	二、二〇〇	〃	大腸菌群数 (個/cm)	〃	三、〇〇〇	一七・二	〃	窒素 (mg/l)	〃	二六・三	〃	りん	〃	二・三	二・八	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	一三八	一九五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	変動なし	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚水等の汚染状態の値											
	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
一〇一口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。											

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
 住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 西日本医療サービス株式会社
 所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使用の方法	
	能 力 (kg/時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
六七	一、二〇〇	平成二八、 一、二八、八	平成二八、 一、二、一一	平成二八、 一、二、一一
〃	七二〇	平成二八、 一、二四	平成二八、 一、二七	平成二八、 一、二八
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
六七	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
九・三	九・三	二〇〇	八〇	三〇	六二・四
一〇	一〇	二〇〇	八〇	三〇	七〇・二

の届出があった。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社ココ カラファイン ヘルスケア 新横浜三丁目 一七番六号	セガミ薬局太 華店 周南市桜木三 丁目一番二四 号	居宅療 養管理 指導	平成二八、 八、三一

介護予防事業者 氏名又は名 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社ココ カラファイン ヘルスケア 新横浜三丁目 一七番六号	セガミ薬局太 華店 周南市桜木三 丁目一番二四 号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二八、 八、三一
株式会社どう もんフィット ネス 前二丁目三番 六号	シニア健康運 動サロン 山口市道場門 前二丁目三番 六号	介護予 防通所 介護	七、 〇

山口県告示第三百四十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松一四一五	平成三一、一〇、三一

山口県告示第三百五十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、錦川水系錦川、門前川、生見川、本郷川、宇佐川及び洪川に係る洪水浸水想定区域

の調査及び図面の作成(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 錦川水系錦川、門前川、生見川、本郷川、宇佐川及び洪川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第二工区)
- (一) 履行場所 岩国市及び周南市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルト業務のA等級であること。

- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年十月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルト業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

う。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第三百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、平田川水系平田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 平田川水系平田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年十月三十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

四 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―一五四〇）にすること。

山口県告示第三百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、島田川水系島田川及び東川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 島田川水系島田川及び東川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 岩国市、光市及び周南市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成二十八年十月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三―六四七一）にすること。

山口県告示第三百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、南若川水系南若川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 南若川水系南若川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 山口市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年十月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所(電話〇八三五―二二三四八五)にすること。

山口県告示第三百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、阿武川水系阿武川、橋本川、玉江川、明木川、蔵目喜川及び生雲川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 阿武川水系阿武川、橋本川、玉江川、明木川、蔵目喜川及び生雲川に係る洪水浸水

- 想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
 (一) 履行場所 山口市及び萩市内
 (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年十月三十一日までに山口県知事がある結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口市萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十八年十一月一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月七日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所(電話〇八三八―二二一〇〇四三)にすること。

平成二十八年十一月一日
印刷發行

發行人所

山口縣知事
山口市